

<論文>

東亜同文書院中華学生部の学生の動向について

武井義和

はじめに

本稿は東亜同文書院に設置された中華学生部を取り上げ、同部に入学した中国人学生の入学後の動向について主に扱うものである。中華学生部は1920年に東亜同文書院内に設置されたが、中国の政治状況や日中関係による反日運動の高揚などにより途中退学した者が続出し、1934年廃止されるまでに卒業したのは50名前後にすぎなかつたといわれる(1)。

したがって、先行研究では退学者または学生たちの反日運動への参加や、中華学生部を取り巻く中国政府の教育面における政策とそれに対する東亜同文会の対応などについて明らかにされてきた。阿部洋「東亜同文会の中国人教育事業」(阿部洋編『日中関係と文化摩擦』巖南堂書店、1982年)は中華学生部をはじめとして天津同文書院や漢口同文書院など、東亜同文会が1920年代に中国人の教育を目指して中国に設置した教育機関を取り上げたものであるが、東亜同文会による中国人教育の実施に至るプロセスと中国ナショナリズムへの対応などを明らかにする中で、中華学生部が当初の目的に反して次第に中国人教育を収束させる方向に進まねばならなかつたことを明らかにしている。また、水谷尚子「東亜同文書院に学んだ中国人—中華学生部の左翼学生」(『近きに在りて』第28号、1995年11月、後に『東亜同文会史論考』霞山会、1998年に再録)は中華学生部学生の一部について、卒業後または退学後に歩んだ道を簡単に紹介するほか、1920年代から1930年代にかけて上海で展開された民族運動や中国ナショナリズムの高揚の中で、中華学生部の左翼

学生がどのように運動を行つていったのかを明らかにしている(なお、両氏は2008年に東亜同文書院大学記念センターが愛知大学豊橋校舎で開催したシンポジウム「東亜同文会の東アジアにおける教育活動とその展開」で、上記の研究テーマについて発表された。その内容が『オープン・リサーチ・センター』3号に掲載されているので、そちらもご覧頂きたい)。

こうした研究を踏まえつつ、本稿では基本的な点として学生の入学と退学を中心に取り上げ、中華学生部の全体概要や学生募集方法などをはじめとして、入学者数と退学者数を全体的に明らかにすると共に、満洲事変期を中心として退学した学生を救済しようとする中国側の動きについても言及する。

1. 中華学生部設立の経緯

まず最初に、中華学生部設立の経緯とその背景について簡単に触れておきたい。中華学生部が東亜同文書院に設置されたのは1920年であるが、東亜同文書院の経営母体である東亜同文会は中国人教育の実現化のために、1917年から翌年にかけて東亜同文書院への実業学校の付設や、北京・廣東に中国人を対象とする中学校の設置を目的として補助金を申請している。阿部氏は、東亜同文会のこうした動きの背景として、次の3点を挙げる。すなわち、①「二十一ヵ条要求」を背景とした中国における反日運動の高まりにより、日本政府はそれまでの露骨な利権獲得から教育文化面でのアプローチによって日中間の相互理解を着実に行っていくことが得策だと判断したこと、②明治以来の日本

の中国人留学生教育が、体制不備や営利主義・拙速主義に陥る傾向があったことに対する反省、③アメリカによるミッションスクールの中国各地への設立や、義和団賠償金を使用して中国人学生を受入れる等の教育文化面からの対中接近があつたこと、である(2)。

当時の日中関係や中国をめぐる国際環境の影響が大きかったといえるが、一方の日本側は1918年3月に第40回帝国議会で「支那人(ママ)教育ノ施設ニ関スル建議案」、「日支文化ノ施設ニ関スル建議案」が提出され、東亜同文会は外務省から中国人教育の委託を命じられた。同会はそれにより1919年から学生募集などに着手したが、五四運動直後の中国では反日感情が強かつたため、1920年9月になって東亜同文書院に中華学生部が誕生したのである(3)。

2. 中華学生部の学生受け入れ体制とその変遷

1923年2月時点の「中華学生部章程」では、待遇・資格について、中華学生部の学生および卒業生は民国高等専門学校および卒業生と同等の待遇が得られる(第2条)、中華学生部卒業生は東亜同文書院商務学士を称することができる(第3条)、修学年限については修学年限を予科1年、本科4年とする(第4条)、予科では日本語・英語をもっぱら教授し必兼ねて必要な科目を補修し、本科は日本学生と共同で授業を行う(第5条)と定められている(4)。

学生募集に関しては、中国教育部所定の東亜同文書院入学弁法に依拠して各省の教育庁あるいは省長公署の教育科が選考して派遣し、北京に在る者は教育部学務局が選抜派遣する、その他希望あれば直接同文書院で試験を受けてよい(第11条)とあるように、中国の法律に沿って地方では各省が、北京では教育学務局が選考して派遣する形が基本であった。また、官庁が選抜派遣する学生は入学試験が免除であった(第13条)(5)。

一方、第11条に記されている「中国教育部所

定の東亜同文書院入学弁法」が中国人学生が中華学生部に入学する法的根拠となつたが、『東亜同文書院大学史』によれば1920年7月24日に北京政府と協定を締結したとあり、その内容が次のように示されている。①東亜同文書院は年に中国学生を50名収容できる。②入学資格は中学卒業生に限る。③同文書院は予科を特設し、日本語や英語、必須科目を補充し修学年限は1年、予科修了後本科3年日本学生と共同の授業を受ける、④入学生は各省教育庁または省長公署の教育科が選考し、地方の公費を支給することができる。ただし北京の学生は教育部学務局が選考する(6)。

この協定を締結したのが東亜同文書院か東亜同文会かについては明記されていないが、1920年7月、北京日本公使の小幡酉吉が北京政府教育部に根津一東亜同文書院院長からの書簡に記された、中華学生部への賛同と入学に関する法律の制定を求める要望を文書で伝え、それに対し教育部より小幡に同意する旨の返信が送られていることから(7)、こうした動きが協定締結の背景であったことは想像に難くない。なお、1921年3月には改正「入学弁法」が新たに制定されているが、1920年の協定に示される部分を比較すると大差ない。ただ、修学年限に関して予科1年・本科4年と定められており(第4条)、本科在籍年限が1年長くなっていることが異なる点である(8)。これは、1921年度より東亜同文書院自体がそれまでの3年制から4年制に延長されたことの反映であろう(9)。

以上、制度面から中華学生部の輪郭を確認したが、中国側の法令に見られる50名定員という設定や修学年限、教育課程は、例えば1921年の改正「入学弁法」で定められている修学年限や教育課程の内容が、前記「中華学生部章程」第4条・第5条の条文と一致すること、定員については根津一東亜同文書院院長が小幡公使に宛てた書簡の中に「現在、本年より中華学生を毎年50名、商務科に招く考えである」という一文があることから(10)、東亜同文書院もしくは

その経営母体である東亜同文会の方針が反映されたものといえよう。

しかしその後、中華学生部は糺余曲折をたどることとなった。次章で触れるように、東亜同文書院が中国政府に登録しなかった関係で中国側官庁さらには日本公館からの推薦者を無試験で入学させるシステム（「保送制度」とも表現される）が国民政府の拒否に遭い、1928年度以降中止となった。これが、1928年度の定員25名、1929年度の定員30名という形での定員減少につながった可能性が指摘されている（11）。1930年には中華学生部を改組して同部の名称を廃止し、中国人学生を日本人学生と共に授業を行う形に変更され、また予備教育として従来の予科が在学期間1年半の「特設予科」に変更された。しかし、翌年8月に発生した日中両学生の大規模な同盟休校や日本人学生による反戦活動ビラ配布事件などを通じて、中華学生部が中国共産党の東亜同文書院への浸透の窓口となっており、中国人学生が日本人教育の存在基盤を揺るがすと東亜同文会が判断したことにより、1931年8月に「特設予科」は募集中止となった（12）。これにより、中国人を募集し教育するという流れは打ち切られ、1934年に最後の卒業生を送り出して中華学生部は完全に消滅したのである。

3. 満洲事変期までの学生の状況

ところで、中華学生部に進学した学生のその後の状態については、断片的ながら『東亜同文書院大学史』等に記載されているので、それらの資料を手掛かりに概観していく。

表1は、中華学生部が開設されて以降10年間の入学時と卒業時の学生数の変遷をまとめたものである。入学時の学生数で無記載は予科入学者を示す。全体的に見て、本科卒業者数が予科入学時に比べて少ないことが分かる。これは換言すれば、卒業者数以外の学生は途中で退学したことを示す。

表1 入学時の学生数と卒業時の本科学生数

入学年	入学時の学生数	卒業年	卒業時の本科学生数
1920年	予科6、本科1	1925年	2
1921年	35	1926年	5
1922年	30余	1927年	10
1923年	—	1928年	10
1924年	44	1929年	5
1925年	34	1930年	4
1926年	27(但し9月時点)	1931年	6
1927年	予科9、特別予科13、本科3	1932年	2
1928年	予科29、本科2	1933年	—
1929年	予科29、本科4	1934年	4
1930年	特設予科31、本科2	—	—

出典：『履友』第25号（1924年7月）、同第28号（1925年8月）、『事業報告書』各年版（東亜同文会）、『東亜同文書院大学史』（履友会、1982年）をもとに作成。

注1：「入学時の学生数」で、無記載の学生数は予科入学者を指す。

注2：—は不詳を示す。

先行研究では退学者の増加や入学希望者の減少の理由として、1920年代の政治状況や反日風潮、国民党の外国人経営学校規制策による中華学生部への締め付けを挙げている（13）。

この政治状況や反日風潮の影響が如実にみられるケースとして、まずは1923年の「旅大回収問題」がある。旅順・大連の回収問題に関して東亜同文書院当局が意見を表明した学生4人を首謀者として退学処分にしたところ、その他の中華学生部学生が退学し書院を離れたというものである。ただ、東亜同文会がまとめた『自大正十二年四月至大正十二年八月 事業報告』によれば、4月10日に中華学生部の学生24名が退学離院したことが記されているが、江蘇省教育会が南洋大学に宛てた1923年4月12日の書簡によれば、「全ての中国人学生は義憤によりすでに学校を離校し、合計45人である」（14）とあり、人数が一致しない。けれども、いずれにしても少なくない数の学生が退学したことに変わりはない。なお、江蘇省教育会は上記書簡の中で南洋大学に対し、東亜同文書院を退学した学生を受け入れるよう申請するといった支援の動きもみられた（15）。

その後1928年4月には表1に示されるように予科29名、本科2名が入学したが、同年発生した济南事件後に予科と本科1年に退学を申し出

た者が数名あった(16)。1930年11月には『民国日報』に東亜同文書院を攻撃する記事を掲載したとして、学校側が本科1年の王昭乾・郭啓蒙を退学処分にしたが、それに反対する学生ストライキが発生している。この時、隣接する交通大学の学生代表が中華学生部を慰問に訪れている(17)。

一方、国民政府の外国人経営学校規制策による中華学生部への締め付けという点については、1920年代に中国政府により生じた教育権回収の一環として1927年に国民政府より制定された、高等教育機関を対象とする「私立大学及専門学校立案条例」が挙げられている。すなわち、この条例では全ての私立大学や専門学校は大学院に登録しなければならないことや、登録を申請した学校に対して大学院は係員を派遣して実地調査し、提出文書内容との符合を確認した上で登録を許可すること、まだ登録していない私立大学・専門学校の在学生や卒業生は登録済みの大学・専門学校の学生と同等の待遇を受けることができない、などの内容が定められていた(18)。しかし、既述のように東亜同文書院は日本の専門学校令により設立されているとして中華学生部の登録を行わなかったため、中国側官庁や日本公館からの推薦者を無試験で入学させるシステムが国民政府の拒否により機能しなくなつた。これは東亜同文書院にとって打撃であったことには相違なかろう。また、1927年の入学者は「時局の関係」もあり志願者の段階から少なく、結局1927年4月には予科9名、本科1年3名の入学生のほかに、「特別予科生」として漢口同文書院の卒業生などを入学させて定員に近付けようとする動きもみられた(19)。

だが、一方で次の点にも注目する必要がある。1つは志願者の点であり、必ずしも定員をはるかに下回っていたわけではないということである。つまり、1928年度に定員25名、1929年度に定員30名という形で、それまでの50名定員の修正を余儀なくされたわけだが、1928年度には予科志願者49名、本科1年志願者3名があった。

翌1929年度には予科志願者37名、本科志願者6名があつた。しかも、特設予科が設置された1930年8月には180名の照会があり、そのうち66名が受験、31名が入学した。これほど照会者・受験者が多かつた理由として、東亜同文書院は入学時期を4月から9月に変更したことを挙げているが(20)、中国人の回想に残されているように、経済的負担が少なく学問を行えるという点が入学志願者たちに重視されたのかもしれない(21)。

すでに確認したように、学生たちは入学後多くが退学という道を選択した。けれども入学段階においては定員を上回る志願者が存在した時期があったという事実も見落としてはならない。

もう1つは、退学の理由である。政治的理由によるものをさきに挙げたが、1929年の予科29名を例にとると、彼らのうち本科1年に進学した学生は12名だけであった。残り17名の理由は日本留学4名、病気4名、家庭事故9名という内訳からも分かるように(22)、日本の学校に進学するための退学という点もあったことは忘れてはならない。これは1929年入学生の事例だが、ほかにも1930年に中退した後に慶應大学に留学した胡宣同などがおり(23)、中国人学生の日本留学という視点からも中華学生部ならびに退学生を捉える必要があると思われる。

4. 満洲事変期の退学をめぐる動向

1930年に相次いで発生した東亜同文書院の思想的事件の影響により「特設予科」は廃止に至るが、廃止前に入学した中国人学生はその後も在学していた。しかし、1931年9月に勃発した満洲事変は多くの退学者を生じさせると共に、東亜同文書院の教育面でも深刻な影響をもたらすこととなつた。

同事変勃発後東亜同文会の報告書によれば、1931年9月末現在で本科3年生と2年生それぞれ1名ずつ退学し(3年生は転学、2年生は家事都合上の理由)、また満洲事変勃発後「学生

会に於て総退学を議決せんとしたるも結局退学と否とは各自の自由意志に委することに決定したる由なれば退学者十名内外に上る見込みなり」、一方で出席状況について「出席率宜しからず加ふるに今回満州事変にて罷課せるため出席率愈々低下せり、受験資格を失ふ恐れあるもの数名あり」(24)と、通常に授業が行えない状況に陥っていたことが分かる。

しかし、実際の退学者は「十名内外」にとどまらず、さらに多くの学生が東亜同文書院を離ることになった。表 2 は、満洲事変勃発前から 1932 年 3 月末までの間における中国人学生の変動を示したものである。なおこの間、1932 年 1 月には第一次上海事変が勃発している。ここからは、半年間に在籍者全体の半数近くが退学した様子が分かる。こうした学生数の変動について、東亜同文会の報告では「今期中[1931 年度下半期—引用者注]に於ては出席常ならざるもの学資、宿費未納のものに対し退学を命じ、一方家事上の都合により退学せるもの、満州事変のため退学せるもの等あり、人員移動極めて頻繁なりき」(25)と記され、退学が授業に出席しない・学費や宿費未納による強制的なものと、家事上の都合・満洲事変の影響による自発的なものとに分かれていることが示されている。しかし、「出席常ならざる者」は「満州事変にて罷課せるため出席率愈々低下せり」という前出の報告を鑑みるならば、「罷課」や反日運動への参加によるものと捉えるのが妥当であろう。

満洲事変勃発前から1932年3月までの中国人学生数			
学年	満洲事変前	退学者	1932年3月現在
予科2年	23	11	12
本科2年	12	5	7
本科3年	7	3	4
本科4年	3	1	2
計	45	20	25

出典:『昭和6年10月—昭和7年3月 事業報告書』33頁
(東亜同文会)をもとに作成。

さて、こうした「罷課」や反日運動へ参加していく中国人学生の行動についても簡単に確認しておきたい。満洲事変勃発一週間後の 31 年 9

月 25 日、同文書院の危険性について宣伝すべく中国人学生の全員は各小中学校に向かって出発し、翌日早朝の市民大会では書院代表が「中国における同文書院は、インドの東インド会社のようなものである」と報告した(26)。また、同文書院抗日救国会の代表は各大学の同意を得て 9 月 25 日に南京へ出発し、中央に出兵準備・対日宣戦を促すと共に、教育部に同文書院を回収して日本の災いを絶ち、教育権を維持することを請願した(27)。さらに、南京へ上京した中華学生部の代表は 9 月 28 日に同文書院在学の中国人学生に対して、全ての学生は書院を退出して危険を避けるべしと電報を発信した。中国人学生は市党部に方法を講じることを要望し、また学生代表が南京に来て南京政府教育部に転学の便宜を与えるよう申請したことなどが確認できる(28)。

一方、退学した学生に対する支援は上海市の諸機関、さらには教育部の対応として現れる。1931 年 10 月 16 日、中国国民党上海特別市執行委員会常務委員の吳・潘・陶の連名で中央大学商学院に宛てた書簡では、「本市の同文書院中華部の学生は日本の暴行を憤り、更に日本人の圧迫を受けたので、特に自主的に退学し、市政府および本会に対策を講じて転学を援助するよう申請した。本会の文書の取り次ぎ提出を経て、中央は教育部に調査して処理するよう命じたことは記録済である。ここに、教育部は同文書院を退学した学生三十余名を、それぞれ貴院および復旦大学、暨南大学を転学場所として指定したので、文書で依頼した通りに行うべし…」(29)と学生たちの受け入れを要請、これを受けた中央大学は 10 月 19 日、学長名で上海商学院に同文書院を退学した学生を受け入れるよう訓令を発している。2 日後の 21 日、上海商学院は東亜同文書院中華学生自治会に書簡を送付し、4 年生柯瀛ら 13 名の入学を許可している。ちなみに、上海商学院が入学を許可した学生は、4 年生 2 名・3 年生 2 名・2 年生 4 名・1 年生 5 名であった(30)。

ところで、退学者数は10月16日の中国国民党上海特別市執行委員会常務委員から中央大学商学院に宛てた書簡では30余名と記されており、一方東亜同文会の報告では満州事変前からの半年間で20名が退学したとあり、これも数が一致しない。恐らく中国側の退学者数は実際の退学者に退学希望者または予定者も合わせた数値と考えられる。

1932年以降の学生数は不明だが、1934年3月に3名とも4名ともいわれる中国人学生の卒業を以って中華学生部は完全に消滅することになった。まだこの時点では3年生以下数名が在籍していたが、卒業前に退学または日本国内の大学・専門学校へ転学したといわれる(31)。東亜同文書院が中国人学生募集を停止したのは1931年8月であったが、ほぼ時期を同じくして勃発した満洲事変が中国人学生の同文書院離れを加速させたということができよう。

おわりに

以上、中華学生部の中国人学生を対象として学生の入学と退学を中心に取り上げ、入学者数と退学者数を全体的に明らかにしたほか、1923年の旅順・大連回収問題や1931年の満洲事変を契機として退学した学生を救済しようとする中国側の動きについても言及した。

先行研究すでに明らかにされているように、中華学生部は当時の政治状況や日中関係の摩擦による反日的気運などに大きく影響されて、退学者が多くなった。まさに時代の影響を受けた存在であった。特に満洲事変の勃発は退学者の増加をもたらし、東亜同文書院の中国人教育に深刻な影響を与えた。しかし、1920年代後半には志願者が定員を上回る年があったという事実、退学理由に日本への留学も含まれていた点や、実際に退学して慶應大学に留学した胡宣同の存在などは、東亜同文書院と中国人学生の関係について考える時に政治的・思想的視点からだけではなく、当時の中国人にとって

東亜同文書院がどのように認識され、どのような存在として映ったかという点についても考える必要性を提示しているといえよう。

こうした点を踏まえて、今後の課題として次の諸点を挙げておきたい。まずは退学した学生に対する中国側の支援をめぐるネットワーク像のさらなる解明である。次に、本稿では取り上げなかったが、課程を修了して中華学生部または東亜同文書院を卒業した、もしくは退学した学生のその後の進路についての調査である。水谷氏が一部の学生について明らかにしており(32)、卒業生のその後の人生については『東亜同文書院大学史』でも若干触れられているが、卒業生の中には日系企業へ就職した者や、さらに日本の大学・専門学校に進学した者もいる。彼らは日中戦争期そして戦後においてどのような社会的地位にあり、またそれがどのように変遷したか等も研究すべきテーマと思われる。これに関連して、中華学生部で学んだ学生たちの日本との関わりも1つのテーマとなるであろう。

以上の点は次回の課題としたいが、このような視点を通じて多様な中華学生部像を描き出す可能性も見出せるのではないだろうか。

注:

- (1)『東亜同文書院大学史』174頁(滬友会、1982年)。
- (2)阿部洋「東亜同文会の中国人教育事業」220～221頁。
- (3)前掲『東亜同文書院大学史』175～176頁。なお、北京と広東に学校を設立するという案は反日や地価の問題などで天津と漢口に場所を変更し、天津同文書院(1921年)、漢口同文書院(1922年)が設置されることになった(阿部洋「中国における東亜同文会の学校教育」20頁、『オープン・リサーチ・センタ一年報』3号、2009年)。
- (4)『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』63～64頁。
- (5)同上、69頁。

- (6)前掲『東亜同文書院大学史』176～177 頁。
- (7)前掲『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』61～62 頁。
- (8)前掲『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』64 頁。
- (9)前掲『東亜同文書院大学史』119 頁。なお、1921 年度からは本論で記した修年限延長のほか、8 月入学から 4 月入学に変更された（同頁）。
- (10)前掲『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』61 頁。
- (11)前掲「東亜同文会の中国人教育事業」247 頁、249～250 頁。
- (12)同上、250～254 頁、前掲「東亜同文書院大学史」180～181 頁。
- (13)前掲「東亜同文会の中国人教育事業」246～250 頁、また、退学者も含めた学生たちの政治活動への参加については水谷尚子「東亜同文書院に学んだ中国人一中華学生部の左翼学生」（『近きに在りて』第 28 号、1995 年）を参照。
- (14)『資料選集』3 頁（上海交通大学編、2006 年）、『自大正十二年四月至大正十二年八月 事業報告』0093（東亜同文会、ただしアジア歴史資料センター、Ref.B05015252500）。
- (15)前掲『資料選集』3 頁。
- (16)『自昭和三年四月至昭和三年九月 事業報告』24 頁、25 頁（東亜同文会）。
- (17)前掲「東亜同文会の中国人教育事業」252～253 頁、前掲「東亜同文書院大学史」181 頁、前掲『資料選集』232～236 頁。
- (18)前掲「東亜同文会の中国人教育事業」249 頁。
- (19)『自昭和二年四月至昭和二年九月 事業報告』12～13 頁（東亜同文会）、前掲「東亜同文会の中国人教育事業」248 頁。なお、『事業報告』では 1927 年 5 月中旬以降入学希望者が多かったために漢口同文書院卒業生に限り入学を許可したと記されている。
- (20)『自昭和三年四月至昭和三年九月 事業報
- 告書』24 頁（東亜同文会）、『自昭和四年四月至昭和四年九月 事業報告書』23 頁（東亜同文会）、『自昭和五年四月至同五年九月 事業報告書』25 頁（東亜同文会）。
- (21)前掲「東亜同文書院に学んだ中国人一中華学生部の左翼学生」5 頁に掲載されている周伯棟、梅電龍らの証言を参照（ただし原文未見）。
- (22)『自昭和四年十月至同五年三月 事業報告書』21 頁（東亜同文会）。
- (23)前掲「東亜同文書院に学んだ中国人一中華学生部の左翼学生」4 頁。
- (24)『自昭和六年四月至昭和六年九月 事業報告書』34 頁、35 頁（東亜同文会）。
- (25)『自昭和六年十月至昭和七年三月 事業報告書』33 頁（東亜同文会）。
- (26)前掲『資料選集』237 頁。
- (27)同上。
- (28)同上、239 頁。
- (29)同上、123 頁。
- (30)同上、124～127 頁。
- (31)前掲『東亜同文書院大学史』143 頁、182 頁。
- (32)前掲「東亜同文書院に学んだ中国人一中華学生部の左翼学生」を参照。